

北九州市公共事業評価に関する検討会議及び 市民意見を踏まえた市の対応方針

事業名	洋上風力発電に係る基地港湾整備事業
-----	-------------------

北九州市

平成31年4月

公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針

(対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

【対応方針】

計画どおり実施

【対応方針の理由】

本市は、響灘地区の有する充実した港湾インフラを活かし、風力発電産業を主たるターゲットに据え、あらゆる機能を集積させた「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指し、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」という名称で事業を推進している。

約 2 万点の部品数を取り扱う風力発電関連産業は、裾野が広い産業と言われている。本市が、響灘地区を中心に関連産業の集積を進めることにより、新規雇用の創出など市内経済に広く貢献できると見込んでいる。

現在、この取り組みの一環として、響灘洋上ウインドファーム事業の設置・運営事業者として選定されたひびきウインドエナジー社が、平成 34 年度からの工事着工に向け鋭意、計画を進めているところである。

洋上風力発電の建設に必要な基地港湾は、重厚長大物である風車部材の荷役や保管、タワーの事前組立、特殊作業船への積出作業などの機能を有した港湾施設である。

本市は、この基地港湾を「風力発電関連産業の総合拠点」の核とし、響灘洋上ウインドファームのみならず、国内の他地域の洋上ウインドファームを取り込み、関連産業の集積につなげ、本市の活性化を図っていくこととしている。

響灘地区の風力発電関連産業の総合拠点を形成するには、この基地港湾を早期に整備することが求められることから、公共事業調整会議（内部評価）において、計画どおり実施することを対応方針（案）として決定した。

これを受けて実施した「公共事業評価に関する検討会議（有識者による会議）」では、本事業を計画どおり実施することについて、「異論はない」との意見をいただき、あわせて、今後の事業の推進にあたっての留意点が示された。

続いて、これらの留意点を踏まえた市の対応方針（案）について市民意見を募集したところ、本事業を計画どおり進めていくことについて反対する意見はなかったが、環境保全等に関する意見が提出された。

よって、先の留意点及び市民意見を踏まえたうえで、本事業を「計画どおり実施する」ものとする。

○公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応

別紙「公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応」のとおり

○市民意見の概要とその対応

別紙「提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方」のとおり

公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応
(対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

	公共事業評価に関する 検討会議での意見	市の対応方針
(1) 事業の必要性について	当該基地港湾は、風力発電関連産業の集積を促進し、西日本地域における洋上風力発電のマザー基地となることが期待できるため、意義深い事業である。	基地港湾を「風力発電関連産業の総合拠点」の核とし、西日本地域における拠点となるよう、風力発電関連産業の集積の促進に努め、本市の活性化を図る。
(2) 市民への PR について	国内初となる事業であるため、市民への PR に努め、理解を深めながら事業を推進されたい。	本市の洋上風力発電に関する取り組みについて、各種イベントによる PR など、市民等の理解を深める機会を設けていく。
(3) 響灘洋上風力発電施設による環境への影響について	響灘洋上風力発電施設については、今後、設置基数が増加した場合においても、環境への影響が生じないよう、環境アセスメントを適切に実施されたい。	環境アセスメントは、響灘洋上風力発電施設の発電事業者により、事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるよう環境影響評価法に基づき手続きが行われている。本市としては、その手続きの中で、適切な対応がなされるよう確認を行う。
(4) 工期短縮による基地港湾利用者の確保について	洋上風力発電に関する取組みは、近隣諸国や他地域との競争となる面もある。そのため、工期の短縮等を図り、競争力を高めて欲しい。	基地港湾の整備については、響灘洋上ウインドファームのみならず、国内の他地域の洋上ウインドファームの基地港湾としての役割を確保できるようスピード感を持って取組みを進める。

提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方
(対象事業：洋上風力発電に係る基地港湾整備事業)

以下に市民意見の概要および意見に対する市の考え方を次の通り公表します。

◆意見募集期間

平成 31 年 2 月 28 日（木）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで（30 日間）

◆意見提出状況

(1) 提出者：3 人（電子メール 3 人、郵送 0 人、ファクシミリ 0 人、持参 0 人）

(2) 提出意見数：8 件

No	意見の概要	本市の考え方
(1) 事業の整備費に関すること（意見数 1 件）		
1	下関市でも洋上風力発電事業が環境影響評価法の手続きを終えている。下関沖合でも立地のポテンシャルはあるみたいなので、下関側の事業も取り込むことは利用者増に貢献すると思われる。そこで、本市の負担だけでなく、例えば下関市にも負担してもらうことは出来ないか。（下関側の事業の場合はインセンティブを与えるなどして）	響灘洋上ウインドファームをはじめ国内で計画されている洋上ウインドファームの事業主体は、発電事業者等の民間事業者であり、基地港湾を使用する民間事業者等から基地港湾の使用に係る使用料等を徴収することを想定しています。 下関市の洋上風力発電事業についても、基地港湾を利用することで使用料等を負担いただくことを想定しています。
(2) 事業の実施時期に関すること（意見数 1 件）		
2	ウインドファーム事業のアセスメントの進捗に合わせるため緊急性が高い評価となっている。しかしながら環境影響評価は調査結果によっては大幅にずれ込む可能性も往々にしてある。アセスメントの進捗をしっかりと把握し、今時点の評価にとらわれず、適宜緊急性を見直した方がより良い事業となると考える。	ご意見のとおり、響灘洋上ウインドファームのみならず国内の他地域の洋上ウインドファームにおける環境アセスメントや事業計画の進捗状況を適宜把握し、「風力発電関連産業の総合拠点」の形成に向け、適切な時期に基地港湾としての役割を確保できるよう、取組みを進めてまいります。

(3) 事業の効果に関すること (意見数 2 件)		
3	<p>オールジャパンでモノ作りを行わない本事業は、「産業の裾野が広く、雇用創出効果が高い」とはいえず、これは市が目指すとした持続可能な開発目標 (SDGs) にも期待できない。</p>	<p>整備を予定している基地港湾は、風車部材の輸移出入、重厚長大物を保管できる地耐力と広大なヤード、タワーの事前組立(プレアッセンブリ)や積出しなど、洋上風力発電の建設に必要な特殊な機能を有する施設となります。</p>
4	<p>「2. 事業の有効性【直接的効果】」の中で、「洋上風力発電設備は部品数が約 2 万点と多く、産業としての裾野が広い。また、既存の市内企業の技術力を生かしながら、響灘地区への風力発電関連産業の集積化を図っていくことで、本市の新たな産業となることが期待できる。」と有るが、デンマークの VESTAS 社と三菱重工業株が合弁設立した「MHI Vestas Offshore Wind」やこれまで NEDO の受託を請け負った製造事業誘致を実現させない限り、「風力発電関連産業の集積化等により、新規雇用の発生など市内経済に広く貢献」できないと思う。北九州市は本当に直接的効果の実現が可能であることを、我々市民に対して解り易く説明する義務が有ると感じた。</p>	<p>本市では、この基地港湾を核として、背後地に風車メーカーなど風力発電関連産業を集積させ、新規雇用の発生や物流の活性化などを図り、市内経済に広く貢献することを目指して取組みを進めていきます。</p> <p>市民等の周知に関しては、公共事業評価に関する検討会議における留意点でも示されておりますが、今後も引き続き、本市の洋上風力発電に関する取組みについて、各種イベントによる PR などを通じて、市民等の理解を深めるよう努めてまいります。</p>
(4) 事業予定地の妥当性について (意見数 1 件)		
5	<p>既存の岸壁及び背後埠頭用地は、通常コンテナ貨物や一般貨物を取り扱っているため用地確保は困難とする一方で、公表された「平成 29 年 北九州港湾統計概要 (確定値) について」によれば、若松地区が、平成 29 年度 38,149TEU、平成 28 年度 41,611TEU、前年比で-3,462TEU、91.7%、地区全体の構成比は門司地区の 92.9%に続く、僅か 7.0%で、埠頭用地の用途変更をすれば、建設する必然性はないようにも捉えられる。この事業の必然性について、客観</p>	<p>風車部材を取り扱う港湾施設には、ナセルなど 300t を超える重量物を取り扱うことができる地耐力が求められますが、市内の既存の港湾施設では対応できません。また、風車部材は、重厚長大物であるため、広大な保管ヤードを確保する必要があります。しかしながら、本市においてこれら条件を満たす既存施設は存在していません。</p> <p>以上の理由により、響灘東地区 5 区画に基地港湾を整備することとしました。</p>

	性と透明性が高いことを示すべきと思われる。	
(5) 環境への配慮に関すること (意見数3件)		
6	<p>ここは絶滅危惧 IB 類に指定されているチュウヒの繁殖地となっている。本事業による経済効果に、生態系サービスの損失分も考慮した上で効果を算出すべき。</p>	<p>本事業による経済性・効率性の判断として利用した費用便益は、国土交通省「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」による考え方に準拠し、同省港湾局が示している「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」の物流ターミナル整備プロジェクトの例を参考として費用便益を算出したものです。生態系サービスへの影響について費用便益の算出に計上しておりませんが、チュウヒなど生態系に対する保全、周辺環境への保全については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴取し、また、関係部局との連携を図りながら基地港湾の整備に努めてまいります。</p>
7	<p>チュウヒの繁殖地であることを鑑みて5点は高すぎるのではないかと。また法や条例の対象にはなっていないことがアセスメント不要というのは単に制度を記載しただけで、環境に与える影響の大きさを自主アセスも含めて要不要を判断すべき。さらに「影響はない」ことはありえない。何か事業を行う以上何かしらの影響はあり、「影響は軽微」が正しいのではないかと。</p>	<p>チュウヒなど生態系に対する保全、周辺環境への保全については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴取し、また、関係部局との連携を図りながら基地港湾の整備に努めてまいります。</p>
8	<p>鳥類のチュウヒが2010年から2017年に渡り、営巣・繁殖場所として利用していた場所である。現在は営巣・繁殖等に適さない環境になってしまったために、響灘ビオトープを中心とするエリアでチュウヒの生息を保障することができないかを、北九州市の担当部署が検討していると聞き及んでいる。</p> <p>生物多様性や野生生物との共存を掲げている北九州市としては、響灘埋立</p>	

	地が工業立地優先であっても、重要な動物の生息・生育場所の保全について、最大限の配慮をすることが欠かせない。SDGs 未来都市にふさわしい配慮を求めます。	
--	--	--

【問い合わせ先】

北九州市港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課（担当：和田、田口）

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

TEL：093-582-2994、FAX：093-582-2998

電子メールアドレス：kouwan-energy@city.kitakyushu.lg.jp